

報告事項No. 1 陳情第 1 号

川崎市教育長殿

教育委員会会議規則（昭和 59 年 9 月 29 日教委規則第 6 号）第 16 条 1 項並びに川崎市教育委員会請願等取扱要綱（平成 28 年 7 月 28 日教育次長決裁 28 川教庶第 530 号）第 2 条の規定に基づき、川崎市教育委員会に対して、以下の陳情を行うものである。

提出年月日：平成 29 年 9 月 7 日

陳情の件名：川崎市内の特定の小学校に設置された、いわゆる「登下校メール配信システム」の運用に際して生じる電気代の取り扱いなどについて

陳情の趣旨及び理由：平成 13 年に大阪府池田市で発生した小学校での殺傷事件の例を挙げるまでも無く、近年の児童を取り巻く環境は厳しさを増している。児童を川崎市立小学校に通わせる保護者も児童の安全確保に関しては格段の注意を払っており、より確実な安全確保方策を模索していることと想像するものである。

近年の ICT 技術の進展により、児童に小型の発信器を携帯させ、校門に設置されたアンテナを通過するだけで、保護者に児童が校門を通過した旨の電子メールを配信するシステム及びそのシステムを利用するサービスが民間企業の主体により提供されてきている。

種々調査すると川崎市内では、新城小学校、宮内小学校、平間小学校、西丸子小学校、片平小学校、東柿生小学校、王禅寺中央小学校、柿生小学校、南河原小学校、古川小学校、東小倉小学校、古市場小学校、日吉小学校など（以下、「川崎市内の新城小学校等」という。）で民間企業が提供する上述のサービスを利用し、児童の登下校の情報を保護者に提供しているとうかがえるものである。

当該サービスについてみてみると、アンテナの校門への設置は民間企業により民間企業の経費負担で行われているようであるが、通信機や制御機器の稼働に必要な電気代は当該システムが導入された学校側が負担している。

一方、当該児童通過の電子メールを配信するシステムについては、民間企業と保護者との間の契約により運用されており学校側の関与はない。この場合、一般競争入札などの手続きを経ずに当該システムを提供する民間企業が選定され、当該民間企業の営利活動のために学校の運営経費（いわゆる公費）から電気代が支払われていることになり、学校の運営経費の支出としてはその正当性に疑義が生じることとなる。

1. 川崎市内の新城小学校等が、校門を児童が通過すると「児童通過の電子メールを配信するシステム」を導入していることについて、川崎市教育委員会及

び川崎市教育委員会事務局は承知しているか。

2. 校門を児童が通過すると「児童通過の電子メールを配信するシステム」について、川崎市内の新城小学校等が学校の運営経費（いわゆる公費）から支出することは、法律及び法律に基づく政令・省令並びに条例の規定に照らして妥当か。妥当な場合、具体的な根拠規定を明示して欲しい。

3. 川崎市内の新城小学校等に設置されている校門を児童が通過すると「児童通過の電子メールを配信するシステム」については、当該サービスを提供している民間企業は東急セキュリティーであるが、川崎市教育委員会は当該民間企業1社のみ、校門を児童が通過すると「児童通過の電子メールを配信するシステム」を認めているのか。

4. 校門を児童が通過すると「児童通過の電子メールを配信するシステム」について、その運用に必要な電気代を学校の運営経費（いわゆる公費）から支出している場合、入札・公募などの手続きを経ずに民間企業に事業を行わせることは、民間企業への不適切な便宜供与となり、契約・会計上、不適切な執行との疑義が生じる。川崎市内の新城小学校等に設置されている校門を児童が通過すると「児童通過の電子メールを配信するシステム」について、川崎市内の新城小学校等が1社のみ、便宜を図ることとなった経緯とその理由及び入札・公募などの手続きを経ずに民間企業に事業を行わせても、法律及び法律に基づく政令・省令並びに条例に違反しないとした根拠について明らかにして欲しい。

以上の疑義・要望に対してお答え頂くよう陳情するものである。

陳情者の住所・氏名・日中の連絡先：

住所 川崎市麻生区

氏名 西 晴樹

日中の連絡先

